

平成 30 年和泉市教育委員会第 1 回臨時会

日 時 平成 30 年 3 月 29 日(木)午後 2 時 00 分から
場 所 和泉市役所 3 号館 3 階 市議会委員会室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	槇野 勝美
委員	松尾 孝人
委員	藤原 安次
委員	藤原 真佐子

事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼学校教育部長 (学校教育部)	並木 敏昭
教育指導監	上野 泰久
理事兼教育総務室長兼学校施設担当課長	北野 泰史
指導室長兼人権教育担当課長	森脇 隆行
教育総務室総務企画担当課長	東 直樹
教育総務室保健給食担当課長	田中 靖晃
指導室指導担当課長	上田 茂幸
指導室教職員担当課長	鈴木 俊孝
教育センター所長	杉前 洋
指導室人権教育担当参事	阪下 誠
教育総務室総務企画担当総括主幹	山本 暢子
教育総務室総務企画担当主幹	岩井 靖久
指導室指導担当総括主幹	武市 久美子
(生涯学習部)	
生涯学習部長	中田 康夫
生涯学習部生涯学習・スポーツ振興担当次長	土本 英也
生涯学習課長	西角 雅士
スポーツ振興課長	中塚 康仁
生涯学習課長補佐兼生涯学習係長	橋本 吉人
スポーツ振興課長補佐	藤木 守

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 審議事項

議案第 17 号 独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第 18 号 和泉市就学援助に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第 19 号 和泉市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則制定について

議案第 20 号 平成 30 年度学校に対する指示事項について

4. 報告事項

(1) 平成 29 年度いじめ防止対策委員会の議事録について

5. その他の報告事項

6. 閉 会

小川教育長	それでは、定刻となりましたので、平成 30 年和泉市教育委員会第 1 回臨時会を開会させていただきます。 まず、前回の第 3 回定例会の会議録ですが、事前に配布し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、前回の第 3 回定例会の会議録について承認することに致します。 また、審議事項の前に、私より、ご報告をさせていただきます。 まず、私のことでございますが、私の任期は、前藤原教育長の残任期間であります今月末まででございましたが、先の市議会定例会におきまして、引き続き、3 年間の任期での再任の同意を得たところでございます。 改めまして、一言ご挨拶申し上げます。 昨年 7 月に就任してから 8 ヶ月ほどが経ちましたが、教育委員の皆様方におかれましては不慣れな私を支えてくださりましてありがとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。 学校教育においてもですが、就学前の子育て支援においても、虐待やいじめ、特にいのちに関わるような、非常に重大な事案が発生しています。子どもたちが安心して将来を過ごせるような和泉市をつくっていきたいという思いで、学校教育から幼児教育、保育、生涯学習、各施策の推進に気持ちも新たにに取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。 また、本間委員につきましても、前回、再任の報告をさせて頂き、先ほど、市長より辞令の交付をさせて頂きました。 職務代理者の選任についてですが、和泉市教育委員会会議規則 第 3 条に基づき、「前任の委員がその職務を代理する」と規定されていることから、引き続き本間委員を職務代理者として選任させていただきます。 それでは、本間委員様、お一言ご挨拶をお願いいたします。
本間職務代理者	先ほど市長から辞令を戴きました。3 期目となり、最後の任期としてできるだけ客観的な立場から意見を述べたいと考えています。これからもご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
小川教育長	ありがとうございます。 今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理者と榎野委員をお願い致しますので、よろしくお願いいたします。 それでは、審議事項に移らせて頂きます。本日の審議事項は、4 件となっております。 まず、議案第 17 号、「独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の一部を改正する規則制定について」ですが、次の議案第 18 号「和泉市就学援助に関する規則の一部を改正する規則制定について」

田中課長	て」と関連しますので、それぞれ事務局(教育総務室、指導室)から続けて説明願います。 保健給食担当課長の田中でございます。 議案第 17 号「独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則制定について」、提案の理由及びその内容につきまして説明申し上げます。4 ページ、参考資料をご覧ください。 まず、提案理由でございますが、児童・生徒が学校管理下で負傷した場合、災害共済給付を行うため、国・市・保護者で共済掛金を負担する互助共済制度に加入しております。 その共済掛金については、規則で保護者の負担額が規定されており、基本、年額 460 円を負担するとなっております。ただし、要保護世帯や就学援助を受けている準要保護世帯は免除としております。 その免除手続きについて、準要保護世帯の決定は、毎年 6 月の市民税額を基に決定することから、現在、一旦 460 円が納付され、準要保護世帯と決定された後、還付を行っております。 このことから、就学援助に関する規則を改正し、本共済掛金についても他の就学援助金に含めて支給することとし、事務の煩雑化及び保護者負担の軽減を図るものでございます。 次に、改正の内容でございますが、第 3 条に共済掛金の免除について、定めておりますが、第 2 号を削除し、就学援助世帯を免除対象から除外するものでございます。 以上まことに簡単でございますが、本規則の改正について、説明を終わらせていただきます。
上田課長	議案第 18 号「和泉市就学援助に関する規則の一部を改正する規則制定について」、指導室 上田よりご説明申し上げます。 それでは、資料 7 ページをご覧ください。 まず、この議案の提案の理由でございますが、 「就学援助の入学準備金を入学前に支給するため、所要の規定の整備を行う必要がある。」これが、この規則案を提出する理由でございます。 内容につきましては、平成 31 年度に小中学校等に入学を予定し、生活保護に準ずる程度に困窮している保護者の負担を軽減するため、入学前に入学準備金を支給できるよう所用の規定の整備を行うものでございます。 なお、議案第 17 号の規則の一部改正により、共済掛金に係る援助についても「支給」に変更になるなど、必要な改正をあわせて行うものでございます。 以上、簡単ではございますが、本規則の改正について説明を終わらせていただきます。
小川教育長	ただいま、議案第 17 号及び議案第 18 号の説明が終わりましたが、何かご

西角課長	質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。議案第 17 号及び第 18 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 17 号及び第 18 号は、原案どおり可決致します。 続きまして、議案第 19 号、「和泉市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則制定について」を事務局(生涯学習課)から説明願います。 生涯学習課の西角でございます。 それでは、資料の 13 ページ、議案第 19 号「和泉市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則制定について」ご説明させていただきます。16 ページの参考資料をご覧ください。 本件については、教育委員会を含め本市の事務分掌の規定の統一化を図るもので、各課で所管する施設により、指定管理者との連絡調整に関する規定がある場合とない場合があり、同規定の内容については「コミュニティセンターに関する事」などの規定に含まれるものと考え、削除するものでございます。 教育委員会事務局処務規則の改正につきましては、15 ページの新旧対照表に戻っていただきまして、生涯学習部生涯学習課生涯学習係の第 16 号の「社会教育施設事業に係る指定管理者との連絡及び調整に関する事。」の規定を削除し、またスポーツ振興課スポーツ振興係の第 11 号の規定も同様に削除するものでございます。 以上で、議案第 19 号「和泉市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則制定について」の説明を終わります。
小川教育長	ただいま、議案第 19 号の説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。議案第 19 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 19 号は、原案どおり可決致します。 続きまして、議案第 20 号、「平成 30 年度学校に対する指示事項について」を事務局(指導室)から説明願います。
上野教育指導監	平成 30 年度「学校に対する指示事項」について教育指導監上野よりご説明申し上げます。資料 17 ページをご覧ください。 議案第 20 号「平成 30 年度学校に対する指示事項について」、提案の理由でございますが、和泉市立学校に対する指示の基本方針として、校長に示し周知徹底を図る必要があるためでございます。 提案の根拠となります規程、和泉市教育委員会の事務委任等に関する

	規則(抜粋)の第2条に「教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。」となっており、その第3項に「教育内容の方針に関すること。」とあることからご審議いただくものでございます。 それでは、「平成30年度学校に対する指示事項 和泉のこどものために」の内容について、引き続きご説明申し上げます。ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。 まず、この冊子「学校に対する指示事項」ですが、先に大阪府教育委員会から示されております「市町村に対する指導・助言事項」を踏まえた上で、和泉市の基本方針や学校園に取り組んでほしい重点項目をまとめたものです。 今後の流れでございますが、本日の臨時教育委員会を受けまして、速やかに各学校長に配付いたします。各学校長は「指示事項」を踏まえた上で、来年度の学校教育目標を設定します。 教育委員会としましては、4月12日の年度当初の校園長会議におきまして、「指示事項」の説明、特に重点項目について校長に指示いたします。 その取組状況につきましては、年度途中のヒアリング、年度末の校長「開示面談」等において評価を行っております。 それでは冊子の内容についてご説明申し上げます。 《平成30年度 学校に対する指示事項》 平成30年度の取組みの重点 I. 確かな学力を育成する取組みの充実 II. 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ III. 学校・家庭・地域の連携による安全で安心な学校づくり IV. 教職員の資質向上と学校運営体制の確立
小川教育長	ただいま、議案第20号の説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
槇野委員	毎年多岐にわたって指示事項を示すことになっていますが、これは指示が重要なのではなく、例えばこの指示に対して各学校がどういうことを実際に1年間でやってきたのかということのフォローアップが大事なのではないかと思います。結局、教育委員会が言いました、校長先生が聞きました、で終わってしまっているのではないですか。中身を見ても「努めること」とか「図ること」とか「推進すること」とか、大半がそういう最後の言葉なのですけれど、「努めました」「図りました」「推進しました」ということだけでは、意味がないですね。例えば7ページの(3)に「学力向上プランの作成にあたっては、数値目標や検証方法を明確に設定すること」とありますが、これは具体的にこれを作成してくださいということだと思っておりますが、実際に各学校の校長先生がどういうものを作ったのかということについて報告を受けたことがありませ

	ん。だから、例えば 29 年度は各学校でどういうものを作ってそれをどうフォローしていったのかというのを一度どこかのタイミングで教えてほしいと思います。それと、教職員の資質向上のところで、例えば 16 ページの(3)、「教職員の評価・育成システムの円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校活性化に努めること」とありますが、具体的にどうしているのかということをごどこかのタイミングで示してほしいですね。要は、私たちから見たら結局は言いっぱなしで、指示事項がどう受け止められてどういうふうに具体化されたのかさっぱりわからないのです。それでは何のために教育委員会に諮っているかわからないので、その 2 点についてはどこかで一度聞かせてほしいと思います。
小川教育長	2 点の例について、まず 7 ページにある学力向上プランを各学校で作成してどのような流れになっているかということについて説明してください。
上田課長	指導担当課長の上田でございます。 学力向上プランにつきましては、4 月から 3 月までそれぞれ 1 ヶ月単位ごとに、例えば授業づくりではこんな目標を持っていますとか、学習習慣づくりではこんな目標を持っていますとか、大きく 4 つ 5 つの目標を立てて、学期毎に ABC でどれくらいまで進んだかということを学校が評価いたします。そして、各学校担当の指導主事が学校訪問を行ったときに、進捗を確認し、「では 2 学期をどうしていくか」ということを考え、改善を行います。最終的に 1 学期 2 学期 3 学期トータルで評価したものが「A なのか B なのか C なのか」ということを各学校が判断し、次年度につなげることになっています。
小川教育長	続いて 16 ページの教職員の資質向上とサービスの徹底 についてお願いします。
鈴木課長	教職員担当課長の鈴木と申します。私のほうから「教職員の評価・育成システム」につきましてご説明させていただきます。 まず、学校長が立てた学校教育目標に対して、各教職員が 1 学期のおおよそ半ばくらいまでに自己の目標を立てます。その目標に対して 9 月の末くらいまでに進捗状況を各個人で評価いたします。2 月から 3 月にかけて、達成状況につきまして教員と管理職で面談をし、評価をしていきます。また、1 学期の途中で保護者、児童の授業アンケートを実施し、その後の教員の授業力に活かしていくという流れになっております。
小川教育長	最終的には学校長から私のほうに資料が上がってきまして面談をしながら評価をしていくということになります。 他に何かございませんか。
本間職務代理者	6 ページにある新学習指導要領について、教職員に対しては周知徹底さ

上野教育指導監	れていると思うのですが、市民や保護者の皆様にもある程度示し理解を得ておかないと、それが実施されるときに、おそらく自分が経験したことのなような教育手法をとられることにより、混乱が生じる恐れがあると思います。 いわゆる教職員以外への新学習指導要領の周知徹底というのは既に行っているのでしょうか。広報いずみか何かで少し見たことがあるのですが、そのあたりを教えていただきたいです。 まず学習指導要領が変わりますときには、文科省からリーフレットのようなもので案内がございまして、そちらで大筋の変更が確認できます。こちらのほうはウェブ等でも多くの方がご覧になっているかと思います。あとはそれを踏まえて各学校におきましても懇談や学校便りなどを通じて保護者の方へ周知することもございます。ただ市民全体にどこまで周知できているのかということになると、十分ではないかなと思いますが、最近は教育雑誌や一般雑誌にも多く取り上げられ、社会の大きな変化や今後の子どもたちの未来を踏まえたときに文科省の答申としてかなり細かく載ってございますので、そこも活用しながら地域の方や保護者の方々とお話を進めていく形になっております。
藤原安次委員	2点ありますが、まず34ページの人権尊重の教育の推進の説明の中で性的マイノリティの子どもがいるかもしれないとありましたが、今やいることを前提に世の中が進んでいますよね。それから、性的マイノリティとか性同一性障害とかLGBTとかありますが、マイノリティとは少数派という意味で、マジョリティのほうが良いのかとなるので、そのあたりはより上手に言い回しをする必要があるのではないかと思います。 それとひとつ教えていただきたいのが、41ページに参考文献が書いてありますが、(14)の下の方のアドレスで「menu/houdou・・・」と入っているものはどこの資料ですか。
森脇室長	文科省です。
藤原安次委員	文科省がこの資料を使っているのですか。平成28年のものが一番新しいものになるのですか。
森脇室長	指導室長の森脇です。 最新のものが、この平成28年4月のものになります。
小川教育長	府ではLGBTとか性的マイノリティという表現はそのまま使っているのでしょうか。
森脇室長	府から市町村への指示事項もそのような記載となっていました。

藤原安次委員	社会全体で見ると、むしろ LGBTの方がかなり浸透していると思います。
小川教育長	表現については、文科省に先駆けるということもあり得ますね。 それでは最後に、このあとの指示事項の扱いや流れを教えてください。配布はいつになりますか。
上野教育指導監	本日を受けまして、速やかに各学校長に配布する予定となります。それを踏まえ、年度初めの説明となりますが、前もって学校長のほうには目を通していただいて、週明けから早速職員会議等で学校目標等の設定、周知等もごございますので、それに活かしてもらうような流れになっております。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 20 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 20 号は、原案どおり可決致します。 続きまして、報告事項に移らせていただきます。

4. 報告事項

- (1) 平成 29 年度いじめ防止対策委員会の議事録について

5. その他の報告事項

- (1) 第 5 回定例会開催時間の変更について
- (2) 校園長会議について

平成 30 年和泉市教育委員会第 1 回臨時会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。